



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



明けましておめでとうございます。本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。
携帯を iPhone に変えました。今更…と笑われる方も多いと思いますが、なぜか妙なこだわりで、ずっと android を使ってきました。今回、子どもたちの強力な圧力により(笑)、とうとう iPhone に。使い方についての子ども達からのサポート付を約束したので、地道に設定作業を進めている最中です！



～パート・アルバイト 時給相場～

職種	平均値	最頻値	調査対象地域
清掃作業員	1,059	1,000	大阪市内
	1,028	1,100	神戸市

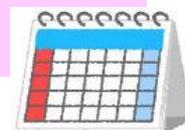
【アイデム人と仕事研究所より】

対象期間：2020年4月～2021年3月
データ数：478,038件

★1月のお仕事カレンダー★



- | | |
|------|---|
| 1/11 | ● 12月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| 1/20 | ● 納期特例適用 令和3年7月～12月徴収分の源泉所得税の納付 |
| 1/31 | ● 12月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 |
| | ● 11月決算法人の確定申告と納税・翌年5月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) |
| | ● 2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) |
| | ● 労働保険料の納付(延納3期分) |
| | ● 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満/令和3年10月～12月分) |
| | ● 法定調書の提出(税務署) |
| | ● 給与支払報告書の提出(市区町村) |



★トピックス★



～部下への心がけ 「ほうれん草のおひたし」～

ほうれん草のおひたし? 好きなおかずのことではありません。上司が部下への関わる際のポイントです。

報告・連絡・相談(ほうれんそう)は、ビジネスの基本とされていますが、その上司が部下に対して心掛けることが「おひたし」だそうです。

- ・お：怒らない
- ・ひ：否定しない
- ・た：助ける(困りごとがある場合)
- ・し：指示する

ミスがあった場合にでも、この点に留意しながら関わると、部下・新人たちは早めに相談してくれるそうです。「怒らない」ことが一番大切。「責めない」ことを心掛けていきましょう。

令和4年の法改正情報

令和4年がスタートしました。今年も、労働関係法令の改正が行われます。主な改正内容をご紹介します。早めに準備を進めていきましょう。

1月 マルチジョブホルダー制度（雇用保険）

先月号にも記載しました通り、労働時間が短いために雇用保険の加入資格を満たさない労働者が、兼業・副業により2つの勤務先の労働時間を合計して要件を満たす場合に、雇用保険に加入できる制度が始まります。1つの勤務先の所定労働時間が5時間以上20時間未満で、2つ合わせて20時間以上になる必要があります。65歳以上の労働者に限られた制度で、本人の希望により本人がハローワークに申し出、手続きをすることになります。

4月 育休の個別周知・意向確認（育児・介護休業法）

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た従業員に対して、育児休業に関する制度や申し出先、給付や社会保険料の取り扱いなどを個別に周知し、制度利用の意向確認をすることも義務付けられます。これは女性だけに限らず、男性にも同じように取り扱わなければなりません。

4月 中小企業のパワハラ防止措置

パワハラに対する会社の方針を社員に周知、相談体制を整備、迅速な事後対応、プライバシーの保護と不利益取り扱いの禁止が、中小企業にも義務となります。

10月 産後パパ育休、育休の分割取得、短期育休の社会保険料免除要件の変更（育児・介護休業法）

現行の育児休業でも、もちろん出生直後に取得できますが（男性）、より男性が取得しやすくなるように、様々な要件緩和が行われています。また、これまで1回だった育休を、2回まで分割して取得できるようになります。

育児休業中の社会保険料免除の仕組みも変わることになります。法改正後は、2週間以上の育児休業であれば、休業開始日と終了日が同一月内で終わる場合でも免除対象になります。逆に、賞与についての保険料免除は、1ヶ月を超える育児休業のみ免除対象となります。

10月 パートタイマーの社会保険加入、101人以上の企業の義務化

要件を満たすパートタイマーについて、段階的に社会保険の加入が義務化されています。現在は、社会保険の加入者数が501人以上の企業が対象ですが、10月以降は101人以上の企業も対象になります。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

